

2020年3月末日

従業員の皆様

中島運輸機工株式会社

新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルスに関する各種情報を元に、対策（インフルエンザも準用する）をまとめましたので、各自対応をよろしくをお願いします。

1. 予防対策について

新型コロナウイルスは、「飛沫感染」と「接触感染」により、感染するといわれています。

① 手洗い

外出からの帰社・帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

② 咳エチケット

咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の人に病気をうつす可能性がありますので、咳が出る人は必ずマスクを着用しウイルスを飛沫させることがないように、また、くしゃみをする場合は手ではなく「肘の内側」などで口を押さえ、ドアノブなどを介する接触感染につながらないように、咳エチケットを行ってください。

③ 人混みを避ける

不要不急の人混みへの外出や感染地域への訪問は延期を検討し、特に持病がある人、高齢の人は、できるだけ人混みの場所を避けるなど、より一層注意してください。

④ 発熱等がある場合

発熱等の風邪の症状がみられるときは、外出を控えて（自宅待機とし）、毎体温度を測定し記録するとともに、総務グループ（担当：黒川専務又は大国主任）に報告してください。

⑤ マスクの着用

やむを得ず「密閉空間」「密集場所」「密接場面」等で人と接触する時には必ずマスクを着用してください。なお、マスクは各自準備してください。やむを得ずマスクを準備できない人は、総務グループ（担当：黒川専務又は大国主任）まで相談してください。

2. 感染が疑われるとき

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いているときや強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、専門の相談窓口にご相談して、その指示に従ってください。また、相談内容・結果を総務グループに報告してください。なお、家族等も同様の対応をお願いします。

なお、高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人は重症化しやすいので、前述の症状が2日程度続く場合には、専門の窓口にご相談してください。

また、妊婦の人も、念のため重症化しやすい人と同様に、早めに相談してください。

①新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口

厚生労働省相談窓口

0120-565653（フリーダイヤル）

松江市・島根県共同設置松江保健所 0852-33-7638

出雲保健所	0853-24-7017	雲南保健所	0854-47-7777
県央保健所	0854-84-9810		

②帰国者・接触者相談センター

松江市・島根県共同設置松江保健所	0852-33-7673		
出雲保健所	0853-24-7028	雲南保健所	0854-47-7778
県央保健所	0854-84-9812		

3. 医療機関にかかるとき

帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。また、医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

4. 作業現場で発症が発覚したとき

速やかに発注者並びに事務所に報告するとともに、その指示に従ってください。なお、発症者は勿論のこと、濃厚接触者についても、保健所などの指導に従って、自宅待機としてください。また、作業現場において、感染経路をできる限り調査し、安全衛生管理者または総務グループまで報告をしてください。

5. 協力業者への対応

協力業者の作業員等についても、やむを得ず「密閉空間」「密集場所」「密接場面」等で人と接触するときにはマスクを着用させてください。

また、協力業者社内で従業員等が感染・発症した場合には、報告するように指示を出し、事務所にも報告してください。

6. その他

(1) 首相官邸、厚生労働省や島根県などの各種ウェブサイトから最新情報を確認してください。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#c5>

(2) 新型コロナウイルスに感染（本人・家族）し、あるいは濃厚接触して、休暇を取得した場合は、特別休暇扱いとして処理します。

《集団感染「3条件」に注意！！》 ※2020年3月11日東京新聞朝刊記事参照

